

4 保険料の状況

(1) 保険料の設定

第1号被保険者の介護保険料基準額は、区介護保険事業計画の3年間の計画期間ごとに必要な介護サービス給付費の見込みや、高齢者人口の見込み数値等により算出する仕組みになっている。この基準額を基に所得状況に応じた（段階ごとの）保険料を設定している。

平成27年度から29年度までの第6期計画期間では、国の所得区分による多段階化に加え、国の標準第9段階を細分化し、15段階とした。また、給付費の5割の公費負担とは別枠で、低所得高齢者の保険料軽減強化策としての公費を投入した。

平成30年度から令和2年度までの第7期計画期間においても、第6期と同様の観点から引き続き保険料段階を15段階とし、公費投入による低所得高齢者の保険料軽減強化策を継続している。

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間においては、低所得高齢者の保険料軽減強化策を継続するとともに、介護給付費準備基金を活用することにより、第7期と同額の介護保険料を設定している。

(2) 保険料の推移（第1期～第8期）

保険料は、高齢者の増加に伴う給付費の増により上昇傾向にあり、第1期（平成12～14年度）の2,983円から第8期（令和3～5年度）の6,020円と約2倍となっている。

第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)	第5期 (平成24～26年度)	第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)
2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円	6,020円

(3) 保険料の徴収

第1号被保険者の介護保険料は、年金の定期支払い（年6回）の際に、年金から所得段階別の保険料があらかじめ差し引かれる『特別徴収』が原則である。しかし、年金が年額18万円に満たない場合等は、区から送付する納付書で、毎月末日までに納付する『普通徴収』となる。

第2号被保険者の介護保険料は、医療保険（国民健康保険等）の保険料の一部として一括して徴収される（保険料の額等は医療保険によって異なる。）。

第1号被保険者の所得段階別保険料額

平成30年度～令和2年度〔第7期計画期間〕

※第1段階の最上段【 】内は本来の割合、下段は軽減している割合。第2段階・第3段階の軽減は、消費税率が10%に引き上がった令和元年度から。

所得段階	対象者		比率	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 		【0.50】	36,100円
			0.45 (平成30年度)	32,500円
			0.375 (令和元年度)	27,100円
			0.30 (令和2年度)	21,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.70 (平成30年度)	50,600円
			0.575 (令和元年度)	41,600円
			0.45 (令和2年度)	32,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75 (平成30年度)	54,200円
			0.725 (令和元年度)	52,400円
			0.70 (令和2年度)	50,600円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.15	83,100円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.25	90,300円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.40	101,100円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.65	119,200円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.80	130,000円
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	2.10	151,700円
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.50	180,600円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	2.80	202,300円
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	3.20	231,200円
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	3.50	252,800円

令和3年度～令和5年度 [第8期計画期間]

※第1段階・第2段階・第3段階の上段は軽減前、下段は軽減後の保険料額

所得段階	対象者		比率	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 		0.50	36,100円
			0.30	21,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.70	50,600円
			0.45	32,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	54,200円
			0.70	50,600円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.15	83,100円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	90,300円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.40	101,100円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.65	119,200円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.80	130,000円
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	2.10	151,700円
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.50	180,600円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	2.80	202,300円
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	3.20	231,200円
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	3.50	252,800円

所得段階別及び徴収区分別 第1号被保険者数

(各年度末現在 単位：人)

所得段階	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	特別徴収	普通徴収	計	構成比率	特別徴収	普通徴収	計	構成比率	特別徴収	普通徴収	計	構成比率
1	5,329	1,497	6,826	15.6%	4,980	1,716	6,696	15.2%	4,779	1,777	6,556	14.9%
2	2,361	136	2,497	5.7%	2,317	238	2,555	5.8%	2,201	440	2,641	6.0%
3	2,426	408	2,834	6.5%	2,486	426	2,912	6.6%	2,534	447	2,981	6.8%
4	4,045	607	4,652	10.7%	3,974	606	4,580	10.4%	3,734	716	4,450	10.1%
5	3,781	200	3,981	9.1%	3,804	198	4,002	9.1%	3,759	251	4,010	9.1%
6	4,553	457	5,010	11.5%	4,680	482	5,162	11.7%	4,630	604	5,234	11.9%
7	4,998	483	5,481	12.6%	5,042	512	5,554	12.6%	5,445	672	6,117	13.9%
8	3,455	380	3,835	8.8%	3,459	371	3,830	8.7%	3,351	558	3,909	8.9%
9	1,963	187	2,150	4.9%	2,018	211	2,229	5.1%	1,428	241	1,669	3.8%
10	1,171	126	1,297	3.0%	1,150	144	1,294	2.9%	1,134	195	1,329	3.0%
11	1,471	218	1,689	3.9%	1,491	223	1,714	3.9%	1,415	289	1,704	3.9%
12	691	120	811	1.9%	677	158	835	1.9%	665	181	846	1.9%
13	1,146	293	1,439	3.3%	1,168	302	1,470	3.3%	1,122	386	1,508	3.4%
14	380	104	484	1.1%	346	127	473	1.1%	374	137	511	1.2%
15	503	139	642	1.5%	513	136	649	1.5%	500	170	670	1.5%
合計	38,273	5,355	43,628	100.0%	38,105	5,850	43,955	100.0%	37,071	7,064	44,135	100.0%

所得段階	令和3年度				令和4年度			
	特別徴収	普通徴収	計	構成比率	特別徴収	普通徴収	計	構成比率
1	4,757	1,809	6,566	14.8%	4,784	1,775	6,559	14.8%
2	2,351	434	2,785	6.3%	2,480	411	2,891	6.5%
3	2,405	433	2,838	6.4%	2,468	400	2,868	6.5%
4	3,684	715	4,399	9.9%	3,574	686	4,260	9.6%
5	3,802	236	4,038	9.1%	3,789	205	3,994	9.0%
6	4,555	596	5,151	11.6%	4,506	494	5,000	11.3%
7	5,503	707	6,210	14.0%	5,495	632	6,127	13.8%
8	3,364	555	3,919	8.8%	3,377	490	3,867	8.7%
9	1,486	232	1,718	3.9%	1,434	226	1,660	3.8%
10	1,184	206	1,390	3.1%	1,200	210	1,410	3.2%
11	1,403	319	1,722	3.9%	1,421	313	1,734	3.9%
12	642	208	850	1.9%	732	224	956	2.2%
13	1,162	437	1,599	3.6%	1,265	454	1,719	3.9%
14	344	145	489	1.1%	354	152	506	1.1%
15	438	175	613	1.4%	495	195	690	1.6%
合計	37,080	7,207	44,287	100.0%	37,374	6,867	44,241	100.0%

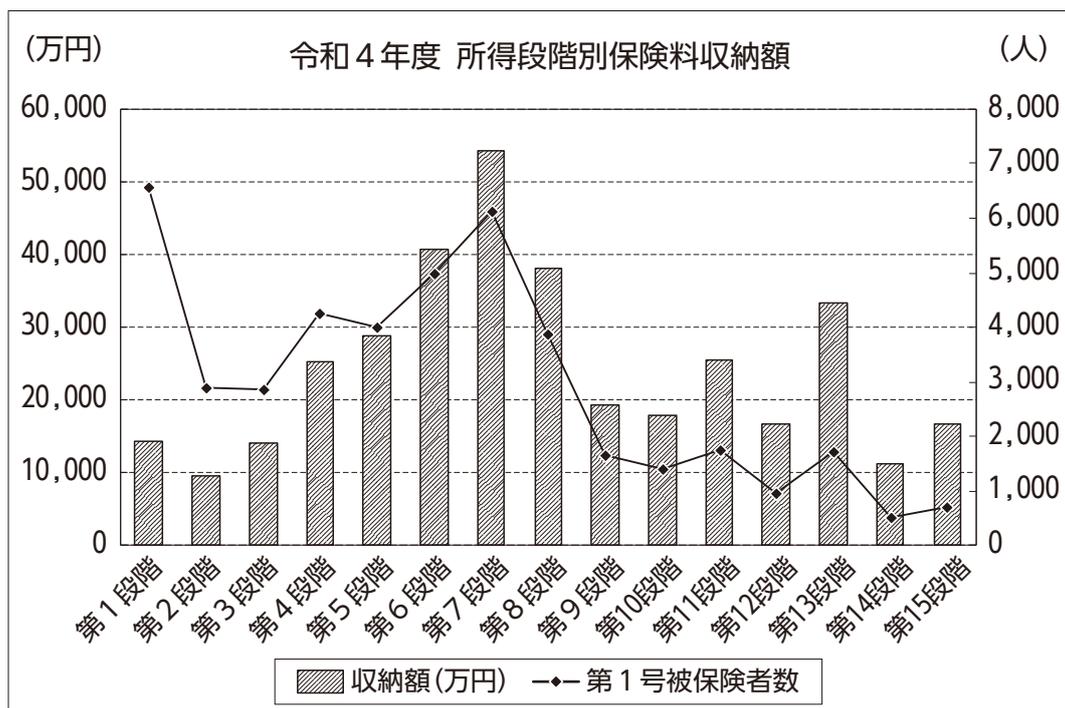
第1号被保険者の介護保険料の収納状況

【令和4年度】

(単位：円)

所得段階	調定額	収納額	収納率	
			令和4年度	令和3年度
第1段階	145,617,500	142,796,700	98.1%	98.3%
第2段階	95,612,700	95,168,400	99.5%	99.7%
第3段階	147,346,200	141,626,700	96.1%	95.8%
第4段階	255,903,700	251,551,900	98.3%	98.2%
第5段階	290,315,100	287,193,300	98.9%	99.1%
第6段階	412,383,800	407,068,200	98.7%	98.6%
第7段階	549,746,100	541,734,500	98.5%	98.5%
第8段階	384,784,000	380,461,000	98.9%	98.8%
第9段階	195,503,000	193,933,400	99.2%	99.3%
第10段階	179,325,200	178,249,400	99.4%	99.3%
第11段階	256,755,400	253,941,300	98.9%	99.1%
第12段階	168,160,600	166,131,900	98.8%	98.6%
第13段階	337,558,500	334,544,600	99.1%	98.8%
第14段階	113,671,100	112,402,900	98.9%	98.6%
第15段階	168,636,100	166,567,800	98.8%	99.0%
過年度賦課分 (所得段階区分せず)	4,708,400	4,233,100	89.9%	83.7%
合計	3,706,027,400	3,657,605,100	98.7%	98.6%

	調定額	収納額	不納欠損額	収納率
滞納繰越分	98,559,800	15,817,900	32,772,000	16.0%



保険料の徴収区分別収納状況

(単位：円)

		調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
平成30年度	現年	特別徴収	3,221,482,300	3,221,482,300	0	0	100.0%
		普通徴収	508,754,600	452,686,100	9,500	56,059,000	89.0%
		小計	3,730,236,900	3,674,168,400	9,500	56,059,000	98.5%
	滞納繰越	119,912,465	17,036,100	42,494,365	60,382,000	14.2%	
	合計	3,850,149,365	3,691,204,500	42,503,865	116,441,000	95.9%	
令和元年度	現年	特別徴収	3,200,920,000	3,200,920,000	0	0	100.0%
		普通徴収	498,505,500	447,426,300	0	51,079,200	89.8%
		小計	3,699,425,500	3,648,346,300	0	51,079,200	98.6%
	滞納繰越	115,994,900	18,208,800	45,331,600	52,454,500	15.7%	
	合計	3,815,420,400	3,666,555,100	45,331,600	103,533,700	96.1%	
令和2年度	現年	特別徴収	3,078,151,000	3,078,151,000	0	0	100.0%
		普通徴収	560,586,400	511,345,800	0	49,240,600	91.2%
		小計	3,638,737,400	3,589,496,800	0	49,240,600	98.6%
	滞納繰越	103,254,700	16,933,100	38,800,500	47,521,100	16.4%	
	合計	3,741,992,100	3,606,429,900	38,800,500	96,761,700	96.4%	
令和3年度	現年	特別徴収	2,979,093,800	2,979,093,800	0	0	100.0%
		普通徴収	676,505,500	626,107,000	0	50,398,500	92.6%
		小計	3,655,599,300	3,605,200,800	0	50,398,500	98.6%
	滞納繰越	96,404,300	15,658,600	32,237,200	48,508,500	16.2%	
	合計	3,752,003,600	3,620,859,400	32,237,200	98,907,000	96.5%	
令和4年度	現年	特別徴収	3,064,918,700	3,064,918,700	0	0	100.0%
		普通徴収	641,108,700	592,686,400	0	48,422,300	92.4%
		小計	3,706,027,400	3,657,605,100	0	48,422,300	98.7%
	滞納繰越	98,559,800	15,817,900	32,772,000	49,969,900	16.0%	
	合計	3,804,587,200	3,673,423,000	32,772,000	98,392,200	96.6%	

※収納額は、収入額から還付未済を差し引いた金額である。

※各年度5月31日現在の金額となっている。

(4) 保険料の個別減額

申請した月から、次の条件を全て満たす方の保険料を、第1段階と同率に減額する制度である。

- ①介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。
- ②世帯の前年の収入が1人世帯で120万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）。
- ③世帯で所有する預貯金が、1人世帯で240万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）。
- ④居住用以外の土地又は建物を所有していないこと。
- ⑤住民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ⑥住民税課税者の扶養を受けていないこと。
- ⑦原則として保険料を滞納していないこと。

年度	承認件数	減額金額
平成30年度	0件	0円
令和元年度	4件	48,300円
令和2年度	2件	21,600円
令和3年度	1件	10,800円
令和4年度	0件	0円

(5) 保険料の減免・徴収猶予

次の場合に、被保険者に対して、申請に基づき実情を調査の上、保険料の減額・免除や徴収の猶予を行う制度である。

- ①災害により損害を受けた場合
- ②世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合
- ③東日本大震災により被災した場合
- ④新型コロナウイルス感染症の影響

年度	災害等による減免・猶予	東日本大震災被災者	新型コロナウイルス感染症	合計
平成30年度	1件	3件	—	4件
令和元年度	2件	3件	—	5件
令和2年度	4件	3件	1,287件	1,294件
令和3年度	2件	3件	501件	506件
令和4年度	0件	3件	255件	258件